

教育原論リアクション

5月24日

テーマ 学校について考える (その3ーホームスクーリング、不登校、いじめ)

番号 氏名

- 1 前回のリアクションを読んで
- 2 ホームスクーリングに関して、グループでの話し合いの結果
法律で認めることに賛成 人 反対 人 わからない 人
- 3 不登校になる 理由は何か。(話し合いの結果も含め)
- 4 いじめが起こる原因は、何か。
- 5 どのようないじめ対策が必要か (話し合いの結果も含めて)
- 6 他の人からコメントをもらう
() さん→



平成29年度 文部科学白書

(2) いじめ

「いじめ防止対策推進法」(以下、「法」という。)においては、いじめは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(第2条第1項)と定義されています。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

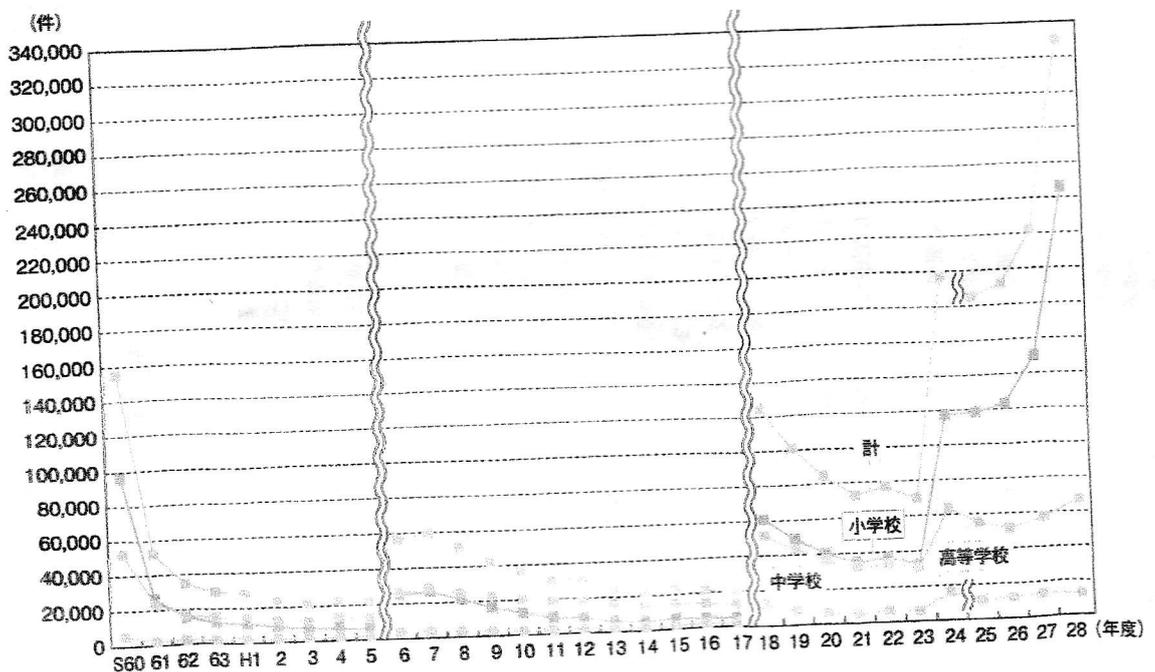
いじめ問題については、まず、「いじめは絶対に許されない」との意識を社会全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現することが必要です。また、いじめ問題に適切に対処するためには、子供たちの悩みや不安を受け止めて相談に当たることも大切です。

平成24年度には、いじめの問題を背景として生徒が自らその命を絶つという痛ましい事案をきっかけに、大きな社会問題となりました。25年6月に法が成立したことを受け、文部科学省では、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)を策定しました。

また、平成28年度、全国の国公私立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約32万3,000件、いじめを認知した学校数は約2万6,000校で学校総数に占める割合は約68.3%となっています(図表2-4-10)。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こり得るものですが、いじめの認知件数については、問題行動等調査における1,000人当たりの認知件数の都道府県間の差が大きく、実態を正確に反映しているとは言い難い状況にあります。

図表2-4-10 いじめの認知(発生)件数の推移



④「ネットいじめ」への対応

近年、インターネットや携帯電話を利用したいじめ（いわゆる「ネットいじめ」）が深刻な問題になっています。また、「ネットいじめ」のうち、SNSでのいじめについては、第三者が閲覧できないため従来の取組で対応できない場合もあります。こうしたいじめの未然防止のためには、子供たちが自らの手でいじめの問題に取り組み、解決につなげていく意識を高め、実行していくことや情報モラルを身に付けさせることが重要です^{*15}。

⑤東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒に対するいじめへの対応

(4) 不登校

平成28年度の全国の国公私立の小・中学校の不登校児童生徒数は約13万4,000人、高等学校は約4万9,000人と、依然として相当数に上っています（図表2-4-12）。

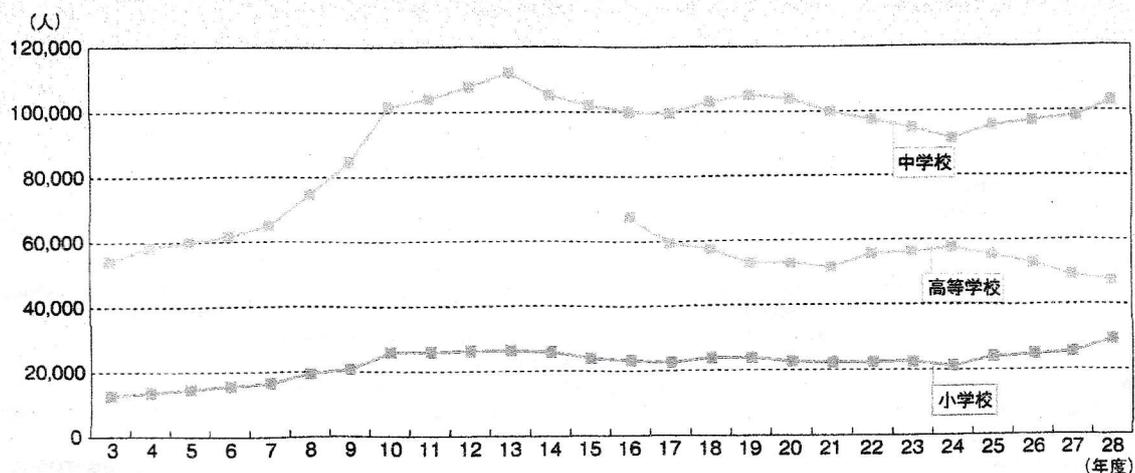
文部科学省では、総合的な不登校施策について検討を行うため、平成27年1月から「不登校に関する調査研究協力者会議」を開催し、28年7月に最終報告を公表しました。この最終報告を受け、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成28年9月14日付け初等中等教育局長通知）を発出し、不登校は多様な要因や背景から結果として不登校状態となっており、問題行動と判断してはならないことや、不登校児童生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童生徒の社会的自立を目指すことなど、新たな不登校児童生徒への支援の在り方を示しました。

また、フリースクール等で学ぶ子供たちの現状を踏まえ、平成27年1月から「フリースクール等に関する検討会議」を開催し、29年2月に、教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援を推進することなど、不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実等について提言した報告を公表しました。

さらに、平成28年12月には、不登校児童生徒が学校以外の場で行う多様で適切な学習活動の重要性や、個々の不登校児童生徒の休養の必要性等を規定した、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、不登校児童生徒への支援について、初めて体系的に法律で規定されました。

	26年度	27年度	28年度
小学校	25,864 (0.39)	27,583 (0.42)	30,448 (0.47)
中学校	97,033 (2.76)	98,408 (2.83)	103,235 (3.01)
小中合計	122,897 (1.21)	125,991 (1.26)	133,683 (1.35)
高等学校	53,156 (1.59)	49,563 (1.49)	48,565 (1.46)

図表2-4-12 不登校児童生徒数の推移



(注2) 年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的理由によるものを除く。）をいう。

(注3) カッコ内は、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合。

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

大河内清輝君 キミのことは忘れない

1994/11/27の愛知県西尾市立東部中学2年の大河内清輝君(13)が、自宅裏庭の柿の木で首をつって自殺→12/1)葬儀後、自宅の机の引き出しの中から遺書が見つかる。遺書は便せん4枚にびっしり、「いつも4人の人にお金をとられてしまいました」と書き出され、前年秋から再三、同級生4人から万単位のお金を要求され、総計114万円も取られていたこと、従わないと川でおぼれさせられるなど暴力を振るわれていたこと、いつも使い走りさせられ(バシリ1号)と呼ばれていたことなどが書かれていた→12/3)いじめの中心メンバー4人が清輝君の父親の求めに応じて書いた反省文を持参。反省文によれば、グループには中心のAが「社長」と呼ばれ役割分担があり、清輝君とだれかを闘鶏のように戦わせる係も。メチャクチャな金品の要求をし、ゲームセンターへ行ったり、カラオケに行きたり、カラオケを頼むなど「豪遊」。さらに清輝君にビールを買いに行かせビールを飲みながら清輝君を叩き殴ったり、殴るための木刀を家族旅行先で買わせたり、ジャンケンで勝った者が清輝君を殴ったり、清輝君の自転車のブレーキを切りハンドルをはずすなど壊したり、さらに授業中、答えがわかる質問にも手を上げさせないとか先生に反抗させる、女子トイレに入られるなど精神的いじめも含め、すさまじい実態が明らかに。また、6年前にも、同中の2年生がいじめ原因で自殺していたことが明らかに→12/5)清輝君の遺書全文が公開される。東部中学校長が記者会見で、教師で構成する同中のいじめ・登校拒否対策委員会に、以前、清輝君が顔にあざをつくっていたこと、自転車の一部を壊されたこと、体育館で下半身下着姿にさせ

られていたことが報告されたが、本人が「いじめ」を否定したため、対処しなかったと述べた。この日以降、前週までのエリート医師による妻殺人事件の権無視の過熱報道に代わり、ワイドショーはいじめ特集一色に→12/6)清輝君の自殺翌日、学校側が市教委に「突然死」と報告。生徒には口外しないよう口封じしていたことが明るみに→12/7)両親から学校への質問状に対する学校側の回答書、非公開にする旨の念書を置くよう要求され、両親は受け取り拒否→12/7)衆参委でいじめ問題について審議することを決定→12/8)東部中が清輝君の行動記録を公表。それによれば、養護教諭が清輝君の様子がおかしいことに気づくが、担任は母親へ「喫煙する子と一緒にいるのが問題。カウンセリングを受けては」と話すのみだったこと、9月に自転車を盗んだと疑われ父親と警察署に出頭、清輝君が「同級生に取られた」と主張したことを学校にも報告、さらに父親をはじめ、壊された清輝君の自転車の修理を頼まれた自転車屋がいじめではないかと学校に報告に行ったり、おぼも相談に行っているが、学校側は何ら対処しなかったことが明らかに。結局、学校側は清輝君を問題グループの一員と認識、仲間からの離脱を勧めたが「仲間と一緒にいると楽しい」というため強く踏み込めなかった、金銭を要求されていたことと暴力を振るわれていたことは知らなかったとの認識を明かす。一方、校長は記者会見で、認識の甘さを認めながらも「本人の申し出がない限りいじめとは確定できない」と述べ、さらに「いじめが主原因だが、お父さんが厳しかりつけたりなど(別に)引き金があったかもしれない」とも。この日、小中の8割、高校の9割が「いじめは解消した」と回答している文部省の調査結果が発表される→12/9)清輝君の両親が学校側が正確でない行動記録を一方的に公表したことに不信感示す記者会

見。東部中が報道機関に問題生徒への取材自粛を要請。この日、福岡県田川市立中の3年生13人が約1年にわたり同学年の男子生徒から計100万円脅し取っていた事実判明。文部省、「いじめ対策緊急会議」招集→12/13)愛知県岡崎私立福岡中1年生男子が首をつって自殺。カバンに「死ぬ」と書かれたり、イスを投げられ3針縫うケガをさせられていた。岡中校長は「ある種のいじめと思う」と記者会見で。しかし、翌日、「いじめはなかった」と前書を翻した→12/14)清輝君の担任女性教師が手記公表。「なぜ、清輝君の心の叫びがわかってあげられなかったのか。自分が清くない。自分がくやしい。(中略)清輝君、いつまでも、みんなを見守っていて下さい」と。清輝君の両親は、親と話し合う前に報道機関に公表する姿勢に疑問呈する。福島県石川郡石川町立中3年男子が雑木林で首をつって自殺。「いじめられていた」遺書。8年前、自殺した東京・中野常土見中2年の鹿川裕史君の父親・雅弘さんが大河内さん宅を訪問。「親は当然、自分が一番悪いと思っているが、東部中に事件を隠したがるような態度がみえる。やったほうも責任を薄く考えている。追及の手をゆるめてはいけない」→12/15)清輝君の父親がいじめに苦しむ子供たちへ「死んではいけぬ」と手記発表。警察庁はいじめによる被害が昨年同期に比べ5割増と発表。今年、清輝君の前にも、いじめが原因の中高生の自殺は8件(未遂2件含む)あり、清輝君の自殺後は中学生の自殺が続いた。野田正彰京都造形芸術大学教授(精神病理学)は、「86年、アイドル歌手の岡田有希子さんが飛び降り自殺した後も、半年ほど数十人の自殺が続いた。この場合、死を絶対的な無とは考えず、生から別の世界への移行としか考えていない」(北海道新聞12/16)と分析する



飛び降り自殺した東横瀬小学校児童の机上に飾られた花。この年、小学生の自殺が相次ぐ…東京・葛飾区1977/9/2

ツッパリ生徒の代わりに花壇の写真が掲載された清水市立第2中学校の卒業アルバム…静岡1988年



大河内清輝君…1994年



大河内君の遺書全文

いつも4人の人(名前が出せなくてすみません。)にお金をとられてしまいました。そして、今日、もっていきお金がどうしてもみつからなかったし、これから生きていても…。だから…。また、みんなとしゃべって幸せに、くらしたいです。しくしく!

小学校6年生くらいからすこしだけいじめられ始めて、中1になったらハードになって、お金をとられるようになった。中2になったら、もっとはげしくなって、休みの前にはいつも多量なときで60000、少ないときでも30000~40000、このころでも40000。そして17日にもまた40000ようきゅうされました。だから……。でも、僕がこたわってればこんなことには、ならなかったんだよね。すみません。

もっと生きたかったけど…。家にいるときがいちばんたのしかった。いろんな所に、旅行につれていってもらえたり、何一つ不満はなかった。け…。

あ、そうそう!お金をとられた原因は、友達の家に行きに来たことが原因。いろんなところをいじって、お金の場所をみつけると、とって、遊べなくなったので、とってこいてこうなった。オーストラリア旅行。とても楽しかったね。あ、そーいえば、何で、奴らのいいなりになつたか?それは、川でのできごとがきっかけ。川につれていかれて、何をするかと思ったら、いきなり顔をドボン。とても苦しいので、手をギョツとひねって、助けをあげたら、また、ドボン。こんなことが4回くらいあった。特にひどかったのが、矢作川。深い所は、水深5~6mくらいありそう。図1(図は省略)みたいになっている。

ここで矢印印につれていかれて、おぼれさせられて、矢印の方向へ泳いで、逃げたら、足をつかまれてまた、ドボン。しかも足がつかないから、とても恐怖をかんだ。それ以来、残念でしたが、いいなりにになりました。あと、ちょっとひどいこととしては、授業中、てをあげるな と テストきかん中もあそんだ とかそこらへんです。

家族のみんなへ

14年間、本当にありがとうございました。僕は、旅立ちます。でもいつか必ずあえる日がきます。その時には、また、楽しくくらしましょう。お金の件は、本当にすみませんでした。働いて必ずかえそうと思いましたが、その夢もここで終わってしまいました。

そして、僕からお金をとっていた人たちを責めないで下さい。僕が素直に差し出してしまったからいけないのです。しかも、お母さんのお金の2万円を僕は、使ってしまった(でも、一

万円は、和子さんからもらったお年玉で、バッグの底に入れておきました)

また、やりたいことがたくさんあったけれど、……。本当にすみません。いつも、心配をかけさせ、ワガママだし、育てるのにも苦労がかかったと思います。おぼあちゃん、長生きして下さい。お父さん、オーストラリア旅行をありがとう。お母さん、おいしいご飯をありがとう。お兄ちゃん、昔から迷惑をかけてすみません。洋典、ワガママばかりいっちゃダメだよ。また、あえるといいですね。 最期に、お父さんの財布がなくなったといっていたけれど、2回目、本当に知りません。

see you again

いつもいつも使いきりにもされていた。それに、自分にははずかしくてできないことをやらされたときもあった。そして、強制的に、髪をそめられたことも。でも、お父さんは僕が自分でやったと思っていたので、ちょっとつらかった。そして20日もまた金をようきゅうされて、つらかった。あと、もっともつらかったのは、僕のへやにいるときに彼らがお母さんのネックレスなどを盗んでいるのを知ったときは、とてもショックだった。

あと、お金もとっていることも…。

自殺した理由は今日も、40000とられたからです。そしてお金が出て、「とってこられませんでした」っていても、いじめられて、もう一回とってこいていわれるだけだからです。そして、もっていかなかったら、ある1人にけられました。そして、そいつに「明日12万円もってこいていってあげよう。そんな大金はらえるわけありません。それにぼぼあちゃんからもらった、1000円も、トコヤ代も全て、かれらにとられたのです。そして、トコヤは自分でやりました。とてもつらかったでした。(23日)

また今日も一万円とられた(24日)

そして今日は、2万円もとられ、明日も4万円ようきゅうされました(25日)

あと、いつも、朝はやくでるのも、いつもお茶をもっていくのも、彼らのため、本当に何もかもがいやでした。

なぜ、もっと早く死ななかったかという、家族の人が優しく接してくれたからです。学校のことなど、すぐ、忘れることができました。けれど、このころになってどんどんいじめがハードになり、しかも、お金もげんげんないのに、たくさんだせ、といわれます。もう、たまりません。最期も、ご迷惑をかけてすみません。忠告どおり、死なせてもらいます。でも、自分のせいにも、自分が使ったのでないのに、たたかれました、けられたりして、つらいですね。

僕は、もう、この世からいけません。お金もへる心配もありま

せん。一人分食費がへりました。お母さんは、前、ゆっくりねれるようになります。ようすも勉強に集中できます。いつもじやまばかりですすみませんでした。しんで、おぼひたいします。

あ、まだ、いいたいことがありました。どれだけ使い走りさせられたかわかりますか。なんと、自転車で、しかも風が強い日に、上羽角から、エルエル(スーパの名前)まで、たしか1時間ってこいてこいていわれたときもありました。あの日はたしかじゅくがあったと思いました。あと、ちよくちよく夜でいてたり、帰りがいつもより、おそいとき、そうしてあんな2人のために、じゅくについているのです。そして今では「バシリ1号」(使い走り)と呼ばれています。あと、遠くへ遊びにいって、と中で僕が返ってきたってケースもありませんでしたか。

それは、全をもっとこいていってあげたからです。

あと、僕は、他にいじめられている人よりも不幸だと思います。それは、なぜかという、まず、人数が4人でした。だから、1万円も4万円になってしまうのです。しかもその中の3人は、すぐ、なくなったりきます。あと、とられるお金のたんが1ケタ多いと思います。これが僕にとって、とてもつらいものでした。これがなければいつでも幸せで生きていたのと思います。

テレビで自殺した人のやつを見ると、なんで、あんなちょっとしか、とられてないだろうっていつも思います。最後に、おぼあちゃん、本当にもういわけありませんでした。

[以下の文章は、遺書を入れた封筒の裏面に書き込んであった] お金をとられたのは、1年生の2学期くらいから。

お母さんは、昔、教会につれていっていったこともあったよね。あのときは、とてもよかった(つけたし)日曜日また、2万円と1万円をようきゅうされました。そういえば、なぜ、ぼくが今度お金をとらたし「せつない」といったか。それは、そっちの方が幸せだと思ったから。いつも、彼らから、遊ばせてうらんだ。そして、いかないよ……。次の日にたかさんのお金をとられちゃった。だからテスト週間でもあそばないといけなかったんだ。1年生のころは、彼らも、先輩につかまっていたから、勉強もできた。

*文中の()は本社挿入分。 『毎日新聞』1994/12/5夕刊

(1) 文科省によるいじめの定義
平成18年度に、従来の定義を多少修正して、個々の行為についての判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこととして「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とした。

(2) 欧米の対応の一例として
は、アメリカではそれぞれの州で「いじめ対策法」が制定され、10日以内に報告義務、場合によっては加害者に停学、退学の措置がとられている。

(3) 自殺した子どもの遺書を
1985年から1994年迄全国の新聞から収録した本に「いじめ・自殺・遺書」一集たちは生きたかった(草土文化1995)がある。

○「いじめ」の発生と経過

「いじめ」¹⁾は今日、「不登校」、「発達障害」と並んで、学校臨床における重大対応課題の一つである。どれも近年、人々の認知するところとなり、学校が対応を迫られている。また現在、日本だけでなく、アメリカを初めとして多くの国に多数発生しており、様々な対応が図られている²⁾。

日本での「いじめ」は、1983年(昭和58年)9月から10月にかけて、NHK「おはよう広場」が4回にわたり、括弧つきの「いじめ」の語を使って報道したことで、全国の人々の知るところとなった。その後、いじめによる子どもの自殺が次々と報じられるようになって³⁾、文科省を初めとする行政、学校、親たちは、躍起になって「いじめ」対策に乗り出した。スクールカウンセラー制度も、不登校や「いじめ」の発生を期として1995年に設置された。

しかし30年近くを経た現在でも、その発生メカニズムは基本的には変わらないまま、インターネットの普及で悪質化の度が強まっている。かつてと最近の「いじめ」の違いは、「心理的いじめ」として、「菌ごっこ」に象徴される「ゲーム的ないじめ」はほぼ終息したが、人間の本性に根ざした陰湿な「いじめ」は、深く潜行しながら、一向に減る気配をみせず、非行や犯罪の範疇に入る「いじめ」(いじめ非行 表1参照)は、むしろ増加する傾向にある。また、「ネットいじめ」等が加わって、子どもの生活圏(1.学校、2.家庭、3.地域)から、第4の場であるネット空間へと「いじめ」は拡大し、いじめの現場が動画サイトに投稿されるなど、対応の難しい事態が広がっている。

1986年に、社会学者森田洋二氏は「いじめ」は層構造をなして行われることを指摘した。「いじめ」行為の中心に「被害者」がおり、それを取り巻く数人の「加害者層」があり、またその外側には、直接手を下さない遠もいじめ行為をサポートする「観衆」、また見て見ぬふりをして「傍観者」層の存在があるとした。子どもの発達段階の初期に発生する「喧嘩やトラウマ、暴力行為」が、かつては比較的長期化、深刻化しなかった理由は、子ども集団内にある程度の健康性と自治能力があり、加害者もその周辺層もある程度の抑止力を働かせることができたためであろう。

○「いじめ」といじめ類似行為の峻別

「いじめ」は「いじめ類似行為」と峻別して扱われなければならない。表1(裏ページ)に記したように、子どもの攻撃性発揮のタイムズは大きく3つに分類される。日本で現在問題化している「いじめ」は、かつては、表の「②いじめ」だったが、現在は③「いじめ非行」が自殺者を生むなど、社会問題化している。もともと子どもは、発達段階の初期に、「①喧嘩や意地悪」の攻撃性を仲間間で発揮する。それをしながら、子どもは成長し、社会化が進

むにつれて、より穏やかな(社会的に承認される)攻撃性の発揮の方法や、トラウマ処理の方法を身につけるようになる。発達過程の初期段階のむしろ健康な行為である素朴な攻撃性の発揮の表出、「喧嘩や意地悪」の経験のないままに成長するスタイルの中に問題の根があるといえよう。

また、「③いじめ非行」は非行や犯罪の範疇の行為で、これらには「いじめ」とする名称をかぶせるべきではない。この種の非行行為は、中学校期に入つて盛んになり、「カツアゲ、暴力、嫌がることの強制」などを含む非行行為である。

いじめによる自殺者は、この種の暴力を受けた結果として起きる場合が多い。また外国での「いじめ」(bullying)は、多くこの種の攻撃行動を意味している。このように、①の発達途上の未熟な攻撃性と、②の多分にゲーム的、ストレス解消的ないじめと、③非行行為は、峻別して扱うべきであろう。

○いじめへの対応

いじめの被害者の多くは、それを学校にも親にも訴えない。そのため事態が深刻化し、対応が後手を踏む。大人に「いじめ」を訴えないのは、①本人の自尊心の問題と、②大人がこの問題に介入しても解決には至らないと考えるなど、大人への不信感からであり、ここに対応の難しさがひそむ。

さらに、先に見た①「喧嘩や意地悪」と②「いじめ」については、学校内、学校内で対応すべき行為であるが、③非行や犯罪の範疇にある「いじめ非行」には、学校内では対応できないケースも多い。平成24年に浮上した大津市の中学2年生の「いじめ自殺」事件では、警察が学校に捜査に入り、それをきっかけに全国で警察への被害届が次々と提出されることとなった。また事実関係を解明するために、専門家による第三者機関の立ち上げも始まった。長い間、学校内で対応するべき問題とされてきた非行的「いじめ」が、社会的場を引き出されたことになるが、学校も市民社会の一部である以上当然のことである。

「いじめ」についての啓発活動が何より必要であり、また教師やスクールカウンセラー、親が被害者を支えること、また小事先の対応の工夫より、広く子ども集団の健康性を回復させる努力が必要と考えられる。(深谷和子)

引用・参考文献

- 深谷和子、1996、「いじめ世界の子どもたち：教室の深淵」金子書房。
森田洋司、2010、「いじめとは何か：教室の問題、社会の問題」中公新書
森田洋司総監修・監訳、1998、『世界のいじめ：各国の現状と取り組み』金子書房
土屋基規・P. K. スミス・添田久美子・折出健二編著、2005、「いじめ」とりくんだ国々
—日本と世界の学校におけるいじめへの対応と施策』ミネルヴァ書房

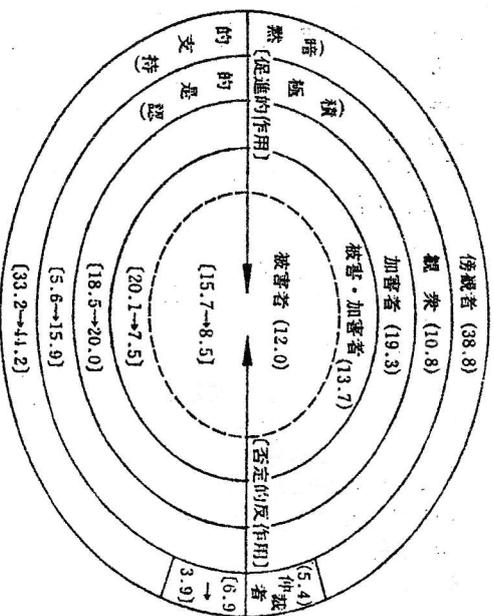
「観衆」や「傍観者」が否定的な反応を示せば、「いじめ」も抑止する存在となる。しかし、「傍観者」層の見てみぬふりをする態度の背景には自分がいじめに巻き込まれ、被害者となることへの恐れがある。彼らこうした自己保身は「いじめ」子への服従的態度の表明であり、そのため彼らの存在はいじめの抑止力となるか、かえっていじめを黙認し、暗黙的に支持する存在となっている。

また、わすかではあるが、学級によってはいじめを止めに入る「仲裁者」があらわれる。この層は「傍観者」層から積極的方向へと分化した子ども達であり、善悪について判断力を備えたグループである。しかし、これらの子ども達さえ、現代のいじめの場面では微妙な立場にたたり「加害者」「被害者」「観衆」「傍観者」という四層構造か

らなっている。しかも「観衆」と「傍観者」はいじめを助長したり、抑止する重要な要素である。いじめが誰に、どんな手口で、どれだけ長く、陰湿に行われるかは、「加害者」にもよるが、同時にかなりの数にのぼる「観衆」と「傍観者」の反応によって決まってくる。

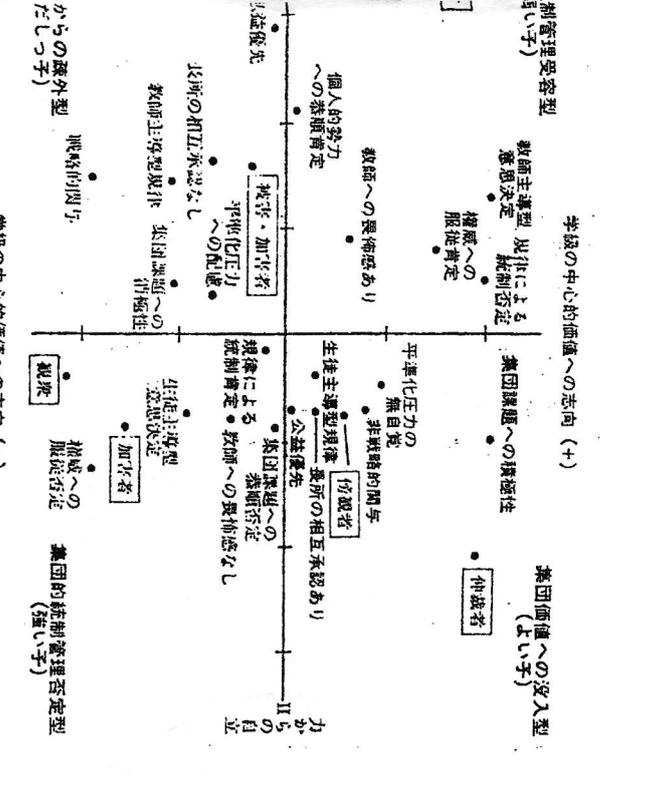
第1図は私たちの調査（東京・大阪の小・中学生一七八名にたいする調査）結果にもとづいて作成したいじめ集団の構造モデルである。これは現在の学級で一番最近発生

を調べた結果である。ここでは「被害者」層を「いじめられっ子（被害者）」と「いじめられもするが、いじめもする子」（被害・加害者）の二層に分けて分析している。



第1図 いじめ集団の構造
〔 〕内の数字は前者が小学6年、後者が中学2年における構成比率を示す。
（ ）内の数字は両者をあわせた全体における構成比率を示す。

①まず、注目すべきことは、いじめの直接の当事者である「加害者」層、および「被害者・加害者」を含めた「被害者」層がきわめて多いことである。これらの三グループをあわせると全体の四五％に達する。いまのいじめは、昔のような度の過ぎたやんちゃ坊主による学級の局所的な現象ではなく、学級の大部分を巻きこみつつ相互に傷つき、傷つけあう構造をもっている。



第2図 いじめでの立場の違いとその価値観

「いじめ自殺」の社会学

北澤 毅

世界思想社

「いじめ問題」を脱構築する

第1章 いじめ定義論

始めたいと思う。

四つのいじめ定義の特徴を確認するところから議論を

・定義1

いじめとは、同一集団内の相互作用過程において優位にたつ一方が、意識的に、あるいは集合的に、他方に対して精神的・身体的苦痛をあたえることである。

(森田・清水 1985: 25)

・定義2

単独又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を反復継続して加えることにより苦痛を与えること。

(警察庁 1985: 146)

・定義3

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているもの。なお起こった場所は学校の内外を問わないもの。

(文部省 一九八五年)

・定義4

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

(文部科学省 二〇〇六年)

126

「学校恐怖症」から「不登校」へ — 学校へ行けない子ども、行かない子ども

III 不登校の定義と支援の展開

現在、最も一般的に用いられる不登校の定義は、文部科学省が使用している以下の定義である。

○「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、「病气」や「経済的理由」による者を除く)をいう。

この定義は平成四年三月に出された「学校不適応対策調査研究協力者会議」の報告書¹⁾において用いられて、平成一年度から現在までの学校基本調査²⁾でもこの定義に沿って集計が行われている。

この報告書は当時の国の「不登校」の考え方を大きく転換するものとなり、その流れは現在も続いている。この報告書で最も注目されたのは「登校拒否は誰にでも起こりうるものである」という視点に立つて、この問題を捉えていく必要がある」と述べられている点である。それまでの考え方は、「登校拒否」は特定の子どもにも起こる問題であるとされ、親の育て方や家庭環境、子どもの性格などに何らかの問題があるというもので

IV 不登校の捉え方と支援の変化をめぐって

— 不登校は問題行動ではない!

不登校の発生には個人、家庭、学校、社会等の要因がそれぞれ複雑に絡み合い、その発生要因や支援のあり方を単純に規定することはできないし、時代とともに変化するものでもある。

平成二八年七月に出された文部科学省の「不登校に関する調査研究協力者会議」の最終報告書³⁾では、次の一文が目玉引く。

「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっていることであり、その行為を「問題行動」と判断してはいけません。そうしたとき、ではどうしたらよいか。報告書では、彼らに寄り添い、共感的な視点と受容的な姿勢を持つことの重要性、自己肯定感や社会的自立の支援などが取り上げられており、学校復帰から本人の生き方援助へと支援の視点が切り替わっている。学校はも

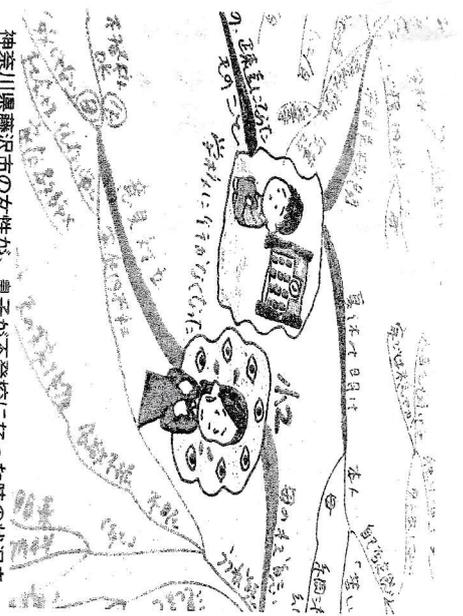
あったが、ここで学校生活上の問題に起因することもあるといふ視点や、自立や心の居場所の考え方を導入したことで、適応指導教室の充実など、予防を含めて取在でも重要とされる視点を取り入れたことで、その後の不登校理解と対策に大きな影響を与えた。

沢崎達夫
自白学教授

はや絶対的な存在ではない。

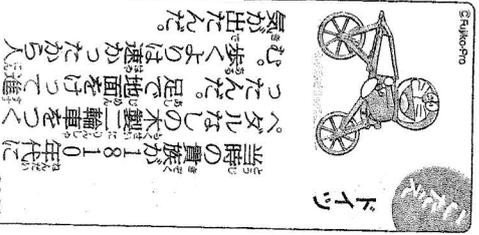
不登校 親も子も追い込まれ

新学期が始まって1カ月半。この時期は、子どもが学校に行きたがらなくなることもあり、我が子がそうなった時、「学校に行かなくても大丈夫と言われても、代わりの学びの場が用意されているわけはありません。子どもが居場所を失ったことへの不安は、親をも追い詰めてゆきます。



神奈川県横浜市の女性が、息子が不登校になった時の状況を描写した「ライオン」プロジェクト。親の置かれている状況など、子どもへの置かれた状態を伝えるために持参したこともある

神奈川県横浜市の女性が、息子が不登校になった時の状況を描写した「ライオン」プロジェクト。親の置かれている状況など、子どもへの置かれた状態を伝えるために持参したこともある



当時の家族が1810年代にペダルなしの木製三輪車をつくった。足で地面をけって進む。歩くよりは速かったから人気が出たんだ。

選択肢は通学以外にもある

不登校新聞・石井志昂編集長

不登校の子を持つ親が追い詰められる大きな要因の一つが、「学校に行く」以外の選択肢が物理的にも人々の意識の面もほとんど存在しないことだろう。過度の「学校偏重」によって学校以外の居場所が量的に十分ではないだけだけでなく、利用することへのためらいを生じさせている。学校に通わずに社会に出るロールモデルが乏しすぎて、将来に不安を感じるの

は見送られた。援団体の間にも異論があり、明記したほか、不登校の子や保護者の支を助長する」といった反対があった。員の中から「学校に行かないこと

不登校の子どもを支援するた。2016年、議員立法による「教育機会確保法」が成立した。九月半ほど休んだ後、息子は

「やっとながれるコミュニケーションができた」

「やっとながれるコミュニケーションができた」

国の支援不足 少ない学びの場

不登校の子を持つ親が追い詰められる大きな要因の一つが、「学校に行く」以外の選択肢が物理的にも人々の意識の面もほとんど存在しないことだろう。過度の「学校偏重」によって学校以外の居場所が量的に十分ではないだけだけでなく、利用することへのためらいを生じさせている。学校に通わずに社会に出るロールモデルが乏しすぎて、将来に不安を感じるの

【体験・ご意見 お寄せ下さい】
不登校の子を持つ保護者の方の体験や提言をお寄せください。電話番号を明記のうえ、メール (seikatsuu@asahi.com) やフランクス (03・5540・7354) 、郵便 (〒104・8011=住所不要) で、朝日新聞文化くらし報道部「不登校」係へ。